

令和2年度保育所等利用判定基準表

選考指数は、基本指数 + 調整指数 の合計となります。
 基本指数は、どれか一つが適用され、父親か母親のどちらか低い方となります。
 調整指数は、児童や保護者の状況、家庭の状況により該当のものすべてが適用となります。
 ※転園の申込みは、基本指数(No.48またはNo.49)のみでの選考となります。

基本指数

No	類型	中分類	小分類	〈保育の必要量〉	指数
1	居宅外労働	常勤・パート・自営業(中心者)	月20日以上、日7時間以上(2箇所の場合140時間以上)	保育標準時間	30
2	居宅外労働	常勤・パート・自営業(中心者)	月20日以上、日6時間以上(2箇所の場合120時間以上)	保育標準時間	28
3	居宅外労働	常勤・パート・自営業(中心者)	月20日以上、日5時間以上(2箇所の場合100時間以上)	保育短時間	26
4	居宅外労働	常勤・パート・自営業(中心者)	月15日以上、日6時間以上(2箇所の場合90時間以上)	保育短時間	22
5	居宅外労働	常勤・パート・自営業(中心者)	月15日以上、日5時間以上(2箇所の場合75時間以上)	保育短時間	20
6	居宅外労働	常勤・パート・自営業(中心者)	月15日以上、日4時間以上(2箇所の場合60時間以上)	保育短時間	18
7	居宅外労働	自営業(協力者)	月20日以上、日5時間以上	保育短時間	21
8	居宅外労働	自営業(協力者)	月15日以上、日6時間以上	保育短時間	17
9	居宅外労働	自営業(協力者)	月15日以上、日5時間以上	保育短時間	15
10	居宅外労働	自営業(協力者)	月15日以上、日4時間以上	保育短時間	13
11	居宅外労働	農業	月20日以上、日7時間以上	保育標準時間	20
12	居宅外労働	農業	月20日以上、日6時間以上	保育標準時間	18
13	居宅外労働	農業	月20日以上、日5時間以上	保育短時間	16
14	居宅外労働	農業	月15日以上、日6時間以上	保育短時間	12
15	居宅外労働	農業	月15日以上、日5時間以上	保育短時間	10
16	居宅外労働	農業	月15日以上、日4時間以上	保育短時間	8
17	居宅内労働	常勤・パート・自営業	月20日以上、日7時間以上	保育標準時間	23
18	居宅内労働	常勤・パート・自営業	月20日以上、日6時間以上	保育標準時間	21
19	居宅内労働	常勤・パート・自営業	月20日以上、日5時間以上	保育短時間	19
20	居宅内労働	常勤・パート・自営業	月15日以上、日6時間以上	保育短時間	15
21	居宅内労働	常勤・パート・自営業	月15日以上、日5時間以上	保育短時間	13
22	居宅内労働	常勤・パート・自営業	月15日以上、日4時間以上	保育短時間	11
23	就学	就学	生活手段を理由とした就学(職業技術校などで120時間以上)	保育標準時間	20
24	就学	就学	生活手段を理由とした就学(職業技術校などで60~120時間未満)	保育短時間	16
25	就学	就学	一般学生(120時間以上)	保育標準時間	14
26	就学	就学	一般学生(60~120時間未満)	保育短時間	10
27	母親の出産	出産	出産月とその前後3ヶ月ずつ(合計7ヶ月)	保育標準時間	30
28	疾病・負傷等	入院	入院見込期間が1ヶ月以上	保育標準時間	30
29	疾病・負傷等	入院	入院見込期間が1ヶ月未満	保育標準時間	26
30	疾病・負傷等	常時臥床	常時臥床	保育標準時間	30
31	疾病・負傷等	心身障害	重度の障害者(身体障害1、2級程度・療育手帳A1、A2程度)	保育標準時間	30
32	疾病・負傷等	心身障害	中度の障害者(身体障害3、4級程度・療育手帳B1、B2程度)	保育標準時間	15
33	疾病・負傷等	自宅療養	週3回以上の通院	保育標準時間	20
34	疾病・負傷等	自宅療養	10日に1回以上の通院	保育標準時間	4
35	疾病・負傷等	自宅療養	月2回の通院	保育標準時間	2
36	病人の看護等	入院付添い	入院付添い(常時)	保育標準時間	25
37	病人の看護等	入院付添い	入院付添い(週3回以上)	保育標準時間	15
38	病人の看護等	心身障害	看護対象者が重度障害者(身体障害1、2級程度・療育手帳A1、A2程度)	保育標準時間	25
39	病人の看護等	心身障害	看護対象者が中度障害者(身体障害3、4級程度・療育手帳B1、B2程度)	保育標準時間	12
40	病人の看護等	常時臥床	常時介護	保育標準時間	25
41	病人の看護等	常時臥床	週3回以上の介護	保育標準時間	15
42	病人の看護等	自宅療養	週5回以上通院に付添う	保育標準時間	18
43	病人の看護等	自宅療養	週3回以上5回未満通院に付添う	保育標準時間	10
44	家庭の災害	家庭の災害	火災等による居宅の破損・復旧	保育標準時間	30
45	求職中	求職中	就労先を探している	保育短時間	0
46	求職中	求職中	保育所入所後探す・現在、探していない	保育短時間	0
47	求職中	求職中	ひとり親の場合で、保護者が求職中	保育短時間	15
48	転園	転園	転園	保育標準時間	0
49	転園	転園	転居・勤務先変更・兄弟同一園を希望する転園	保育標準時間	18
50	虐待・DV	虐待・DV	関係機関から通告があった場合	保育標準時間	30

調整指数

NO	項目	指数
1	現在、産休・育休・介護休業を取得している方が、休暇終了に伴い職場復帰をするための申込みをする場合 ※注1	10
2	産休・育休・介護休業の終了に伴い申込みを行い、入所に至っていないがすでに職場に復帰している場合	5
3	生活保護世帯	10
4	関係機関から要保護児童である旨の通知を受けている ※注2	30
5	保護者が小田原市内の認可保育所、認定こども園(保育部)、小規模保育事業に勤務している(認可外及び市外保育所は対象外)	10
6	母親、父親の不在(離婚、離婚調停、死亡、失踪、未婚)	8
7	母親、父親の不在(離婚を前提とした別居)	4
8	在園中の児童(2号・3号認定の利用に限る。)が既にいる	5
9	児童が障害児(身体・知的)の場合(同居兄弟含)	5
10	対象の認可外保育施設を月極で利用している、または、認可保育所の一時保育を月60時間以上利用している。(育休中は除く。) ※注3	5
11	小規模保育事業を卒園で、連携施設以外の保育所を希望	5
12	小規模保育事業を卒園で連携施設の利用ができず、第1希望の連携施設を再希望している。 ※注4	10
13	小田原市民で、市内に祖父母が居住していない	3
14	母親、父親が不在(離婚、離婚調停、死亡、失踪、未婚)である世帯で、同一敷地内に祖父母が住んでいない ※注5	3
15	疾病・負傷等・病人の看護等で対象者が「精神性疾患」	3
16	兄弟で申請中の場合	1
17	保育所閉園による転園希望	50
18	▲求職中で就労先が内定	-2
19	▲保育料を過去に6か月以上滞納している(6か月単位で減点)	-6
20	▲入所が内定した後、やむを得ない理由なく辞退(内定辞退後、入所が決定するまで適用)	-3
21	▲保育所入所(入所希望)児童以外の就学前児童が、保育所に入所(入所希望)していない。	-5
22	▲小田原市外居住者(ただし、保護者が小田原市内の認可保育所、認定こども園(保育部)、小規模保育事業に勤務している場合は除く。)	-13
23	▲「保育要件」を確認する書類が「未提出」(税額資料は別扱いとする)	-30

※注1 入所選考の対象月の前月末日時点(例:令和2年6月の入所者を選考する場合は同年5月31日)で休業期間から復帰している場合(就労証明書で判断)は既に職場復帰しているものとし、No2が適用されます。ただし、就労証明書に『保育所に入所できなかった場合、令和〇年〇月〇日まで育児休業を延長し、保育所に入所でき次第、休暇を切り上げて復帰』と証明されているなどにより10点の加点が継続する場合があります。

※注2 “関係機関”とは、「児童相談所」および「要保護児童対策地域協議会を構成する機関」のことをいいます。

※注3 対象となる認可外保育施設は、県に届出がされており一般の方が利用可能な施設(市内では、小田原ピノキオ保育園、未来っ子幼児教育センター、ぎんが邑「ママちゃんHOUSE」)または、国の助成制度(企業主導型保育事業)を活用して設置された施設です。

※注4 第1希望以外の連携施設を希望に含める場合には、No.11の加点を適用します。

※注5 同じマンション・アパートで別々の棟・号・室、2世帯住宅、同一敷地だが別々の建物に居住している場合は、加点の対象外とします。